

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、A会社に土木技術職として就労していたが、平成〇年〇月〇日に水道工事現場での立ち会い作業終了後、バイクで帰社途中に交差点で軽自動車の右側に衝突して負傷し、「左腓骨骨折、頭部・左下腿打撲」の傷病名により療養の結果、平成〇年〇月〇日に治ゆ（症状固定）した。

請求人は、治ゆ後、障害が残存するとして監督署長に障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第14級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付と自動車損害賠償責任保険による保険給付額を調整の上、支給する旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたところ、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

（略）

第4 争点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第14級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人に残存する障害について検討すべきものは、請求人の自訴や医証等より、左下腿部の醜状障害、左足関節の機能障害及び左下肢の神経症状であると認められる。

(2) 醜状障害については、平成〇年〇月〇日付けB医師作成の意見書によると、左足腓骨上に約12cm程度の手術痕が認められ、同障害は障害等級第14級の4（下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの）に該当するものと判断する。

(3) 左足関節の機能障害については、C医師やB医師による関節可動域の測定で、軽度の運動制限が認められるが、いずれも健側（右足関節）の可動域に比べて3/4以下には制限されておらず、障害等級に該当しない。

(4) 左下肢に残存する神経症状については、C医師は、平成〇年〇月〇日付け診断書において、「自覚症状として左足関節痛。疼痛は約6時間、仕事（立ち労働）、歩行で左外果部にNRS3/10（痛みの評価スケールで「軽い痛み」に該当）。」と述べ、また、B医師は、上記意見書において、「自覚症状として左足関節痛（手術創周囲、長時間の立位、冷え等にて痛む）、X P像にて骨癒合完成。明らかな変形は認めない。」と述べている。

上記医証等からすると、神経症状の程度は軽度であって、障害等級第14級の9（局部に神経症状を残すもの）を超えるものではないと判断する。

(5) 以上のとおり、請求人には障害等級第14級の4と同第14級の9に該当する障害が残存するが、併合しても上位等級には至らない。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした障害等級第14級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由は

ない。

よって主文のとおり裁決する。